

五島市監査委員公表第27号

令和3年度財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年10月7日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

令和4年3月30日付け三五監第872号による令和3年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

なお、財政援助団体への指摘事項等については、所管部局より監査の結果について、報告及び指導を行ったうえで報告いただいた措置状況を併せて報告します。

記

第1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 五島森林組合（出資団体）
- (2) 所管部局 産業振興部（農林課）

第2 監査の結果について講じた措置

1 出資団体：五島森林組合

(1) 指摘事項

ア 補助金の返還について

令和2年度五島市森林づくり担い手対策事業（福利厚生事業）補助金については、実績報告における厚生年金の保険加入期間の誤りにより、市補助額4,000円（うち県補助額2,000円を含む。）を過大に受領しているため、当該過大に受領した補助金に相当する金額を市に返還されたい。

【講じた措置】

監査期間中において、産業振興部農林課（以下「市」という。）から令和2年度五島市森林づくり担い手対策事業（福利厚生事業）について、実績報告書における厚生年金の保険加入期間に疑義が生じた旨の連絡を受けました。そこで、市と共に精査した結果、補助対象事業費が6,000円減額、市補助金額4,000円が過大な支出であったとの誤った結論に至り、その旨を市から監査委員事務局に報告しました。その結果、監

査委員から指摘事項として公表されております。そこで市補助金の返還手続きにかかる事前協議を再度、市と森林組合において行い、県にも確認したところ保険加入期間に誤りはないことが判明しました。

以上により、補助金額について精査した結果、別紙のとおり補助対象事業費が3,000円増額となります。したがって、指摘事項に該当する補助金返還は生じないこととなりました。本来、実績報告の時点で判明すべきであるもののチェック体制が機能せずこのような誤った監査結果が公表される結果となりました。今後は、市に提出する実績報告書の添付書類において、保険加入期間の内訳が区別できるよう新たに項目を追加し、市と組合で十分な確認を行い再発防止に取り組んでまいります。

(2) 指導事項

ア 保険料積立金の項目について

「保険料積立金」は、職員の退職金の積立目的であり、「流動資産」ではなく「その他の固定資産」に計上すべきである。

【講じた措置】

顧問税理士に相談した結果、令和3年度決算から「その他固定資産」に計上しております。

イ 退職給付引当金の計上について

「退職給付引当金」は、期末時点での要支給額を算定し、退職給付引当金として計上し、注記表にも記載が必要である。

なお、法人税法上は認められないので、申告書上で調整されたい。

【講じた措置】

退職給付引当金は令和元年度に廃止しており、現在は全ての職員が中小企業退職金共済に加入しております。令和4年度決算より項目を削除いたします。

(3) 意見

ア 固定資産台帳の電算化について

固定資産台帳（手書き）については、固定資産の減価償却の誤り及び固定資産台帳が途中で未記入になっているものが見受けられ、決算のために別途Excelで管理している状況であり、事務の効率化のため早急に電算化すべきである。

【講じた措置】

固定資産台帳の電算化については、今後、検討していきます。

2 所管部局：産業振興部（農林課）

(1) 指導事項

ア 五島森林組合に対する指導について

五島森林組合の出資金 57,334,000 円のうち、市からの出資金は 23,833,000 円であり、その割合は 41% である。市は、五島森林組合の説明によってその経営状況及び財政状態を決算書により把握してはいるが、事業及び運営の公益性、公平性及び透明性を保つための指導は行っていないから、出資者としての指導に努められたい。

【講じた措置】

これまでどおり経営状況及び財政状態を決算書により把握するとともに長崎県農林部団体検査指導室が実施する常例検査（年 1 回）の結果について情報収集することとし、指摘事項がある場合には出資者として措置対応の指導に努めてまいります。

(2) 意見

ア 市営林野造林作業の随意契約締結について

五島森林組合との市営林野造林作業委託契約については、「当該業務は、……実績や経験及び能力・技術を有し、且つ社会的・経済的に信用できる業者でなければならない。五島森林組合は、市営林の林層を熟知しており高性能林業機械を使った間伐から搬出までの行程において効率的な作業が出来る。」などの理由により、五島市営林野造林作業実施要領（平成 16 年五島市訓令第 43 号。以下「造林作業要領」という。）第 4 条第 1 項の規定を適用して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び五島市財務規則（平成 16 年五島市規則第 43 号。以下「財務規則」という。）第 87 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特命随意契約の方法により締結しているものがある。このほか、造林作業要領の適用はないが、同じ随意契約の理由により自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び財務規則第 87 条第 1 項第 2 号の規定を適用して特命随意契約の方法により契約を締結しているものがある。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札を原則とし、随意契約はその目的・内容が競争入札に適さない場合に限り認められる特例とされており、実績、経験、能力、技術及び市営林の事情に精通していることをもって直ちに随意契約できるものではなく、競争入札とできないかを十分に検討すべきであるから、市の訓令において、市営林野造林作業の契約の方法を一律に特命随意契約によると定めることは適当でなく、契約保証金は「官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約を締結するとき」に免除すると定める必要もない。

さらに、平成 23 年 10 月 28 日付け林野庁長官宛て会計検査院からの改善の処置の要求に「貴庁において、都道府県等の事業主体に対し、競争入札を導入することについての検討を十分に行うこと、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか

調査して、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札によることなどを指導するよう改善の処置を要求する。」とあることから、造林作業要領の契約の方法に関する規定及び契約保証金の免除に関する規定について見直しを検討すべきである。

【講じた措置】

市営林野造林作業のうち保育間伐作業については、令和3年度から指名競争入札を実施していることから、五島市営林野造林作業実施要領の見直しを行ってまいります。

令和2年度 社会保険料等事業主負担額 明細表

五島森林組合

氏名	報酬月額 円	保険加入期間	加入期間内訳	報酬年額 円	①健康保険 円	②厚生年金		③雇用保険 円	④中小企業退職金共済制度(全額) 円	事業費計(①+②+③+④) 円	補助対象事業費 円	市補助金 2/3 円	自己負担金 負担額 1/3 円
						(4月～8月) 円	(9月～3月) 円						
〇〇 〇〇	320,000	12	4月～3月	3,986,872	195,600	146,000	204,400	24,000	120,000	690,000		460,000	230,000
〇〇 〇〇	300,000	12	4月～3月	3,729,768	171,600	128,000	179,200	24,000	120,000	622,800		415,200	207,600
〇〇 〇〇	300,000	12	4月～3月	3,639,800	171,600	128,000	179,200	24,000	120,000	622,800		415,200	207,600
〇〇 〇〇	260,000	12	4月～3月	3,204,200	146,400	109,500	153,300	21,000	120,000	550,200		366,800	183,400
〇〇 〇〇	280,000	12	4月～3月	3,367,000	171,600	128,000	179,200	21,000	120,000	619,800		413,200	206,600
〇〇 〇〇	300,000	12	4月～3月	3,629,800	171,600	128,000	179,200	24,000	120,000	622,800		415,200	207,600
〇〇 〇〇	260,000	12	4月～3月	3,159,600	146,400	109,500	153,300	21,000	120,000	550,200		366,800	183,400
〇〇 〇〇	190,000	5	4月～8月	2,398,770	51,000	91,500		14,000	120,000	248,700		165,800	82,900
	200,000	7	9月～3月		63,700	114,800							
〇〇 〇〇	180,000	5	4月～8月	2,051,048	45,500	82,000		14,000	120,000	435,800		290,533	145,266
	150,000	3	9月～11月		21,600	38,700							
	200,000	4	12月～3月		40,800	73,200							
〇〇 〇〇	240,000	5	4月～8月	3,041,875	61,000	109,500		21,000	120,000	287,400		191,600	95,800
	260,000	7	9月～3月		85,400	153,300							
〇〇 〇〇	180,000	12	4月～3月	2,194,973	109,200	82,000	114,800	14,000	120,000	440,000		293,333	146,666
〇〇 〇〇	170,000	5	4月～8月	2,293,096	40,500	73,000		14,000	100,000	218,200		145,466	72,733
	190,000	7	9月～3月		63,700	114,800							
計				36,696,802	1,757,200	1,315,000	1,837,400	236,000	1,420,000	5,908,700	6,564,000	4,376,000 (県費2,188,000)	1,969,000
						当初	1,835,000			6,562,000	6,561,000	4,374,000 (県費2,187,000)	2,187,000
											+3,000		実績報告(当初)

正当額(最終)

実績報告(当初)